「密閉」「密集」「密接」の3つの密を避け、こまめに手を洗いましょう。せっけんを使い、泡は流水で15秒以上かけてよく流しましょう。咳エチケットも忘れずに！

自転車を利用する皆さんへ

5月1日(金)～31日(日)は自転車安全利用TOKYOキャンペーン

問合せ　防災安全課防犯・交通安全係(内)216

■自転車安全利用五則

～自転車はルールを守って正しく安全に乗りましょう～

①自転車は車道が原則、歩道は例外
②車道は左側を通行
③歩道は歩行者優先で、自転車は車道寄りを徐行
④安全ルールを守る
・飲酒運転、二人乗り、並進は禁止
・夜間はライトを点灯
・信号を守る
・交差点での一時停止と安全確認
⑤子どもはヘルメットを着用

■自転車利用者は保険などに加入を

東京都の条例が改正され、自転車を利用する場合は保険などに加入することが義務付けられました。自転車利用中の事故で、他人にけがをさせてしまった場合などの損害を賠償するためです。

都内で自転車を利用する方は自分の保険加入状況を確認してください。

※「ちょこっと共済」は、交通事故に遭って治療を受けたときに見舞金が支給されるものです。東京都の条例で加入が義務化された保険ではありません。

■放置自転車はみんなの迷惑！

「少しの時間だから」「みんなも置いているから」と軽い気持ちで自転車を放置すると、思わぬ事故の原因になることがあります。

①歩道が狭くなり歩行者の通行の妨げに

点字ブロックの上に自転車が置いてあると、視力に障害のある方の妨げとなり非常に危険です。

②災害時の避難や緊急活動時の障害になってしまいます。

③まちの景観も損なわれます。

■ルールを守って正しく利用！

自転車駐車場

駅まで自転車などを利用する場合は、自転車駐車場を利用しましょう。利用料は無料です。

■羽村駅周辺には8か所

※道路交通法に定める原動機付自転車が利用できるのは、西口第3駐車場（1か所のみ）です。

■小作駅周辺には4か所

※道路交通法に定める原動機付自転車が利用できるのは、東口第1・西口第1・第2駐車場（3か所）です。

▼羽村駅・小作駅周辺の自転車駐車場

5月12日は民生委員・児童委員の日

民生委員・児童委員は、「地域福祉のボランティア」です。

介護が必要な方や子育てで悩んでいる方などの相談や支援を行い、行政との橋渡し役として活動しています。

※地域の民生委員・児童委員など、詳しくは、問い合わせてください。

問合せ　社会福祉課庶務係(内)112

▲民生委員・児童委員イメージキャラクター「ミンジー」

税金

税金は納期限内に納めてください

市税などは教育・文化や福祉の充実、産業の振興、都市整備など、さまざまな行政サービスを提供するための大切な財源です。

市税などには納期限が定められており、納期限内に納付していない方には、督促状や催告書などを送って納付を促します。それでも納付がない場合には、納期限内に納付した方との公平性を保つため、差押えを執行することになります。

口座振替（自動引落し）が便利です

口座振替（自動引落し）を利用することで、納め忘れが防げます。各税の当初納税通知書などとともに口座振替依頼書を送っていますので、利用してください。金融機関によっては、市役所担当課窓口でも申し込むことができます（申込手続きには、キャッシュカード・印鑑・身分証明書が必要です）。

納付書を使った納付

市役所および金融機関窓口のほか、コンビニエンスストア、スマートフォン決済サービスによる納付ができます（納付できる金融機関・コンビニエンスストアについては、納付書裏面を確認してください）。

なお、コンビニエンスストア、スマートフォン決済サービスでの納付に使用できるのは、バーコード印字がある納付書に限られます。

※スマートフォン決済サービスについては、利用条件・注意点があります。詳しくは市公式サイトを確認してください。

▲市税の納付方法

徴収猶予の制度があります

事情があって納税が困難な場合には、納税を猶予する制度があります。詳しくは、問い合わせてください。

問合せ　納税課(内)190

軽自動車税（種別割）納税通知書を5月上旬に送ります

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の軽自動車や原動機付自転車などの所有者に課税します。

4月2日以降に廃車や名義変更などの手続きをした場合でも、4月1日現在の所有者に課税します。注意してください。

軽自動車税の納付にスマートフォン決済サービスを利用する場合の注意

スマートフォン決済を利用すると、納税通知書に添付されている納税証明書に領収印が押されないため、納税証明書となりません。納期限内納付が確認できた場合には後日納税証明書を送付しますが、お急ぎの場合は金融機関・コンビニエンスストア・市役所窓口で納付してください。

軽自動車税（種別割）の減免

身体や精神に障害があり、歩行が困難な方が使う軽自動車などは、1台に限り税金が減免されます。申請について詳しくは、納税通知書に同封するお知らせを確認してください。

申請期限　6月1日(月)

※令和元年度に軽自動車税が減免となっていた方で、3月に送付した照会書に回答がなかった方へは納税通知書を送ります。引き続き減免を希望する場合は、改めて減免申請書を提出してください。

※減免の対象となる車両を買い替えた場合は、新たに申請が必要です。

申請に必要なもの

①身体障害者手帳・戦傷病者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳など
②運転する方の運転免許証
③軽自動車税（種別割）納税通知書
④納税義務者のマイナンバー（個人番号）と身元確認ができる書類

※本人（納税義務者）がマイナンバーを提示する場合

・番号確認書類（マイナンバーカード、通知カードなど）
・身元確認書類（運転免許証、パスポートなど）

※代理人がマイナンバーを提示する場合

・番号確認書類（マイナンバーカード、通知カードなど）《納税義務者のもの》
・身元確認書類（運転免許証、パスポートなど）《代理人のもの》
・委任状（納税義務者の個人番号を提供する権限に対しての委任）
・法定代理人の場合は、戸籍謄本など資格を証明する書類

申請先・問合せ　課税課市民税係(内)165

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。